固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

●縦覧

納税者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月1日から最初の納期限の日まで(5月2日) 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
縦覧対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載事項
	固定資産税の土地の納税者 (代理人または納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番)地目·地積·価格
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人または納税管理人)	家屋価格等縦覧帳簿	所在·家屋番号·種類·構造· 床面積·価格
縦覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの ※代理人は上記のほかに、委任状または承諾書の提出も必要となります。		
審査申出期間	固定資産課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日以後3か月を経過する日まで ※固定資産課税台帳に価格を登録された価格について不服がある場合においては、上記の期間内に固定 資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。		

●閲覧

納税者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月1日より通年 午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)		
閲覧対象者と 閲覧範囲	閲覧対象者	閲覧範囲	
	①固定資産の所有者	所有している固定資産	
	②土地を有償で借りている者	借りている土地	
	③家屋を有償で借りている者	借りている家屋及びその敷地である土地	
	④固定資産の処分をする権利を有する一定の人	権利を有する固定資産	
閲覧に必要なもの	・納税通知書または課税明細書 ・印かん ・運転免許証など本人と確認できるもの・「閲覧対象者」の②③④に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等) ※代理人は上記のほかに、委任状または承諾書の提出も必要となります。		
閲覧手数料	1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)		

※縦覧・閲覧の場所は共に税務課窓口となります。

▶問い合わせ=税務課 資産税係 ☎ 56 9123

確定申告書は自宅で作成し郵送で提出!

詳しくは

www.nta.go.jp 作成コーナー

検索

所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の申告と納税は3月15日(火)、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税は3月31日(木)までとなります。

申告期限間際になりますと、申告会場が大変混雑しますので、申告書はご自分で作成して、郵送などでお早めに提出してください。

▶問い合わせ先=宇都宮税務署 ☎028(621)2151

障がい者差別解消法が施行されます

どんな法律?

正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」といいます。障がいのある人もない人も、お互いに尊重し合い、共に生きる社会をつくることを目指して、障がいを理由とした差別をなくすために定められました。平成28年4月1日から始まります。

どんなことが差別になるの?

○「不当な差別的取扱い」をすること

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることです。

「不当な差別的扱い」の例

障がいを理由に入店やサービスの提供を断る。



○「合理的配慮」をしないこと

障がいのある人から、負担になり過ぎない範囲の配慮を求められたにもかかわらず、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮をしないことです。社会的障壁とは、日常生活を送る中で障がいのある人が困難に感じることで、街なかの段差や難しい漢字ばかりの書類、制度や慣行、偏見などです。

「合理的配慮」の例

障がいに応じたコミュニケーション手段 (筆談・読み上げなど)で対応する。



差別があったらどこに相談するの?

まずは、役場福祉課の窓口へ相談してください。役場で解決できない場合は、相談内容に応じた適切な窓口を紹介します。

▶問い合わせ=福祉課 福祉人権係 ☎ 56 9128

デマンド交通かみたん号は、 平成28年4月1日から本格運行に移行します。

運行車両につきましては、平成27年10月から台数を1台増車(2台→3台)し実施しています。 本格運行に際しても、利用者の利便性等を考慮し、3台を維持します。

また、利用料金につきましては、今後も継続して運行事業を実施していく為、本格運行に際し、改定を行います。

なお、運行日(平日のみ)、運行区域(町内及び町外9か所)及び運行時刻(午前8時便から午後4時便の9便)については変更ありません。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○利用料金(1回片道)

	現在	
— h	町内	200円
大人	町外	300円
小学生	一律	100円
未就学児		無料



平成28年4月1日から					
→ λ	町内	300円			
大人	町外	450円			
小学生	一律	150円			
未就学児		無料			

※改定後もJR石橋駅東口については町内料金扱いとなります。また、未就学児は保護者の同伴が必要です。

▶問い合わせ先=企画課 政策調整係 ☎ 56 9118